

市街化調整区域における 地区計画制度の運用基準

平成26年7月

いわき市都市計画課

目 次

I	目 的	1
II	基本的な考え方	
1	上位計画との整合性	2
2	適用対象区域の制限	3
3	地区計画で定める内容	4
III	対象地区の類型別適用基準	
1	対象地区の類型について	4
2	類型別適用基準	
(1)	市街化区域隣接・近接型	5
(2)	既存集落型	8
(3)	既存住宅団地住環境維持・保全型	10
(4)	新住宅市街地・住宅団地開発整備型	12
(5)	新規工業団地等開発型	14
IV	対象地区のイメージ図	16
■	市街化区域隣接・近接型の手続きについて	17

市街化調整区域における地区計画制度の運用基準

I 目的

本市では、昭和 45 年に市街化区域と市街化調整区域に関する区域区分（いわゆる線引き）を定めて以来、土地区画整理事業の実施や市街化区域内未利用地における民間開発等の誘導を図りながら、計画的な市街地の整備と秩序あるまちづくりを進めてきた。

そのような中、平成 23 年 3 月に東日本大震災が発生し、更に、これに起因した福島第一原子力発電所事故により、本市を含めた周辺自治体は大きな被害を受けた。

その後、3 年が経過し、本市においては津波被災者の住宅再建をはじめ、双葉郡等からの避難者の受入れなどに伴い、住宅需要が急速に高まり、宅地供給が追いつかず地価が高騰するなど、市民生活への影響が顕在化している。

また、市街化を抑制する区域である市街化調整区域は、人口減少が著しく、これに対応するため、既存集落のコミュニティの維持・活力創出、幹線道路等の都市インフラの整備や、これに併せた、沿道における適切な土地利用の誘導等が求められている。

このため、震災後における特別な状況変化なども踏まえ、本市の市街化調整区域のもつ地区環境特性との調和を図りながら、既存ストックを活用した良好な居住環境の維持・形成及び計画的かつ機動的な宅地供給の促進等に寄与し、適正な土地利用の誘導と地域活力の向上を図ることを目的に、「市街化調整区域における地区計画制度」の活用に向けた運用基準を定めるものである。

■ 「市街化調整区域における地区計画」について

地区計画は、昭和 55 年に創設された都市計画で、地区で生活する人々の視点で、きめ細かなまちづくりのルールを定め、地域の特性や実情に応じたまちづくりを進めることができる制度である。

平成 4 年の法改正により、市街化調整区域に開発された大規模な住宅団地等で、良好な居住環境の維持、形成等が必要な場合、地区計画を定めることが可能となり、更に、平成 12 年の法改正により、良好な居住環境の確保を図りつつ、郊外型住宅建設の促進、並びに地区の活性化を図るため、市街化調整区域における対象区域が拡大された。

その後、人口減少や超高齢社会の到来など、社会経済状況の大きな変化に対応し、都市機能をコンパクトに集約した都市構造の実現と、市街地外における都市機能のスプロール化の抑制を図るため、平成 18 年度の法改正において、大規模開発の許可基準が廃止され、大規模開発等については地区計画の内容に適合する場合にのみ許可されることとなった。

Ⅱ 基本的な考え方

1 上位計画との整合性

市街化調整区域における地区計画制度の活用にあたっては、県が定める「いわき都市計画区域マスタープラン」（法第 6 条の 2）及び「いわき市都市計画マスタープラン」（法第 18 条の 2）の土地利用の方針との整合性を図るとともに、福島県の「市街化調整区域における地区計画に関する知事同意指針」に沿って市街化調整区域における秩序ある土地利用を図るものとする。

ただし、震災後の影響など特別な状況変化等に対応し、機動的かつ弾力的に運用を図る必要があるなど、都市計画マスタープラン等の速やかな改定が困難である場合には、地区計画区域を含めた将来の土地利用計画の方向性を示し、県、並びにいわき市都市計画審議会等の意見を聞いた上で、次回改定時に見直すことを前提として各種手続きを行うものとする。

【福島県の同意指針】

■ 基本的事項

- ① 地区計画を定めようとする地区（以下「当該地区」という。）は原則として都市計画法第 18 条の 2 の規定による市町村の都市計画に関する基本的な方針（以下、「市町村マスタープラン」という。）において、土地利用方針が明示されていること。
- ② 地区計画の内容は、市街化調整区域が市街化を抑制すべき区域であるという区域区分の主旨を踏まえ、市街化区域における計画的な市街地整備に支障がないものであるとともに、当該地区周辺においていたずらに開発を誘発することがないようにその開発を適切に規制・誘導するものであること。
- ③ 地区計画の内容は、自然環境との調和、公害の防止等に十分配慮がなされていること。
- ④ 地区計画の内容は、大規模集客施設の立地及び商業系の開発を目的とするものでないこと。
- ⑤ 地区計画には地区整備計画を定めること。
- ⑥ 当該地区に農地が含まれる場合にあっては、事前協議時までには、農林水産担当部局と協議・調整を行い、地区計画を策定することについて了解を得ていること。

※大規模集客施設について

本市では、秩序ある持続可能なまちづくりに向けて、中心市街地活性化や機能集約型の都市構造を目指しており、都市構造及び商業まちづくりへの影響が大きい「大規模集客施設」については、県商業まちづくり条例に基づき市街化区域の商業地域など中心市街地等へ立地を誘導すべきと判断していることから、「市街化調整区域における地区計画」の対象とはしない。

※農地の取扱いについて

農地については、農地法において一体的な2haを超える転用行為を重要な事項とし、2haを超え4ha以下の転用行為は農林水産大臣協議を伴う都道府県知事許可、4haを超える農用地の転用行為は農林水産大臣許可と規定されている。

したがって、このような農地等を含む区域設定を行おうとする場合は、その転用行為が確実にできるよう、事前に転用許可権者と十分な調整を行うこととする。

2 適用対象区域の制限

地区計画の区域は、原則として次の区域及び地域を含まないこと。

ただし、地区計画の決定までに当該区域又は地域の指定が除外されることが確実又は、将来除外されることで協議が成立した場合には、この限りでない。

- ① 農業振興地域の整備に関する法律に規定する「農用地区域」
- ② 農地法による農地転用が許可されないと見込まれる農地
- ③ 集落地域整備法に規定する「集落地域」
- ④ 農村地域工業等導入促進法に規定する「工業等導入地区」
- ⑤ 森林法に規定する「保安林」「保安林予定森林」「保安施設地区」「保安施設地区予定地」
- ⑥ 自然公園法に規定する「特別地域」
- ⑦ 福島県県立自然公園条例に規定する「特別地域」
- ⑧ 福島県自然環境保全条例に規定する「自然環境保全地域」「緑地環境保全地域」
- ⑨ 建築基準法の規定により指定された「災害危険区域」
- ⑩ 地すべり防止法に規定する「地すべり防止区域」
- ⑪ 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律に規定する「急傾斜地崩壊危険区域」
- ⑫ 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律に規定する「土砂災害特別警戒区域」
- ⑬ 溢水、湛水、津波、高潮等による災害の発生の恐れのある土地の区域
- ⑭ 史跡、名勝、天然記念物、建造物等の指定文化財、その他国、県及び市町村において文化財保護上保全を必要とする区域

3 地区計画で定める内容

地区計画で定める内容については、法第12条の4第2項、法第12条の5第2項、及び法第12条の5第7項の規定に基づき、原則として次の事項について定めるよう努めるものとする。

(1) 地区計画の方針等

- ① 名称、位置、区域及び面積
- ② 地区計画の目標、土地利用の方針、地区施設及び建築物等の整備の方針等区域の整備、開発及び保全の方針のうち必要な事項

(2) 地区整備計画（下記に示すもののうち必要な事項）

- ① 地区施設に関する事項
 - ア 道路、公園、緑地、広場、その他の公共空地の配置及び規模
- ② 建築物等の制限に関する事項
 - ア 用途の制限
 - イ 容積率
 - ウ 建ぺい率
 - エ 敷地面積
 - オ 壁面の位置
 - カ 建築物等の高さ

Ⅲ 対象地区の類型別適用基準

対象地区については、法第12条の5第1項第2号の規定に適合するとともに、原則として次の類型別適用基準に適合するものとする。

1 対象地区の類型について

「市街化調整区域における地区計画」については、当該制度を活用する目的に応じ、次の類型に区分する。

1 東日本大震災に伴う宅地需要の増加等に対応し機動的に運用を図るもの。	(1) 市街化区域隣接・近接型
2 地区の総意による申し出などにより随時運用を図るもの。	(2) 既存集落型
	(3) 既存住宅団地住環境維持・保全型
3 将来の人口及び産業フレーム等に基づき計画的に運用を図るもの。	(4) 新住宅市街地・住宅団地開発整備型
	(5) 新規工業団地等開発型

2 類型別適用基準

(1) 市街化区域隣接・近接型

1 基本的な考え	<p>市街化区域に隣接又は近接し、道路等の必要な公共施設の整備が行われ、又は行われることが確実であり、市街化区域と一体的な土地利用及び良好な居住環境の形成を図りつつ、民間開発による宅地供給を促進する場合において活用を検討する。</p> <p>なお、東日本大震災及び原子力発電所事故後の住宅需要の急速な高まりに機動的に対応するため本制度を活用するものとし、その立地及び規模は、今後の宅地需要等を十分勘案し、適切なものとなるよう十分検証するものとする。</p> <p>このため、市において関係機関と協議調整を図りながら適切な規模に見合った候補地を選定したうえで、権利者等の合意形成を図りながら民間事業者による計画的な開発行為の誘導を図るため、官民協働で地区計画を策定するものとする。</p>	
2 対象地区の要件	1 対象地区の範囲 (法第12条の5第1項第2号イに該当) ① 原則として、市街化区域の住居系用途地域に隣接又は近接し、市街化区域の住環境を補完しながら市街化区域と一体性のある土地利用の実現が可能な一団の区域 ② 既存住宅団地と隣接し、その住環境を補完しながら一体性のある土地利用の実現が可能な一団の区域 ③ 将来、市街化区域及び既存住宅団地と一体として市街化区域の編入を検討する区域	2 適用要件 ① 候補地の選定 市が、都市計画基礎調査等をもとに、市街化区域からの距離、隣接する区間、及び道路、上下水道等の必要な公共施設の整備状況、既存住宅団地や集落の立地状況等を勘案し、農業的土地利用と調和を図りながら、市街化区域と一体性のある土地利用の実現、良好な居住環境の形成、市街化区域への編入の可否等をもって、総合的に判断し、地区計画策定の候補地を選定する。 ② 地区計画の区域、目標、方針等の決定 ア 選定した候補地において、住民及び土地所有者等の同意が得られていること。
2 適用要件 ① 候補地の選定 市が、都市計画基礎調査等をもとに、市街化区域からの距離、隣接する区間、及び道路、上下水道等の必要な公共施設の整備状況、既存住宅団地や集落の立地状況等を勘案し、農業的土地利用と調和を図りながら、市街化区域と一体性のある土地利用の実現、良好な居住環境の形成、市街化区域への編入の可否等をもって、総合的に判断し、地区計画策定の候補地を選定する。 ② 地区計画の区域、目標、方針等の決定 ア 選定した候補地において、住民及び土地所有者等の同意が得られていること。		

なお、土地所有者等の合意形成状況から候補地の一部を地区計画に定める場合は、市街化区域との一体性、連続性などを考慮し、土地利用及び周辺環境に支障が生じないことが明らかである場合に限る。

イ 地区計画の決定に当たっては、事前に開発事業者の意見や意向等を踏まえ、事業実施の確実性を持って判断する。

③ 地区整備計画の決定

ア 地区整備計画の素案については、都市計画に定められた区域において宅地開発を行う民間事業者が、住民、権利者及び関係機関と協議しながら作成する。

イ 地区整備計画素案の作成にあたり、民間事業者は市と十分に事前協議を行い、開発許可に係る事前審査を完了するとともに、公共施設管理者の同意取得及び農地転用許可の事前審査等の手続きを完了するものとする。

ウ 地区整備計画素案については、関係権利者全員の同意が得られていること。

エ 地区整備計画が決定された場合は、速やかに開発行為の許可を受け事業に着手し、良質な宅地の供給に努めることが確実であること。

※ 人口フレームとの整合性

本類型については、人口の見通し、市街化区域内の未利用地の開発状況等を勘案しつつ、大震災及び原発事故の影響に伴う住宅宅地の需要等から真に必要と認められる場合において限定的に活用する。

そのため、今後の津波被災者及び原発避難者等の住宅再建の動向等を踏まえた宅地需要を見通し、適切な規模で開発が行われることから、線引き見直しにおける人口フレームの対象外とする。

ただし、線引き見直しにおいては、原則として市街化区域編入を前提として、市街化区域の規模を決定するものとする。

3 土地利用条件等	<p>① 建築物の用途は、一戸建住宅を原則とする。 (第1種低層住居専用地域を準用)</p> <p>② 県の復興公営住宅と一体的に計画する場合は、適切なゾーニングの基に土地利用計画を策定することとする。</p> <p>③ 幹線道路の沿道地区も一体的に計画する場合は、沿道地区に相応しい土地利用とする。</p>
4 手続き等	<p>① 地区計画の決定は、市が選定した候補地を対象とし、第一段階において区域、目標及び方針を定め、第二段階において地区整備計画を定めるものとする。</p> <p>② 権利者の合意形成及び民間事業者による開発事業実施の確実性をもって手続きを進める場合は、同時に地区計画を定めることができる。</p> <p>③ 具体的な手続きや進め方については、別途「市街化区域隣接・近接型の手続きについて」において定める。</p> <p>④ 整備が完了した場合は、原則として市街化区域へ編入するものとする。</p>

建築物等の制限

面積的要件	概ね 1.0ha 以上 5.0ha 未満の土地の区域 (道路、河川等の地形地物などを考慮し、一体性のある区域となるよう設定する。)
建築物等の用途の制限	原則、第1種低層住居専用地域に建築できる建築物の範囲内とする。 ただし、幹線道路に面する沿道地区においては、周辺の土地利用を踏まえ適切な用途を設定するものとする。
容積率の最高限度	80%
建ぺい率の最高限度	50%
敷地面積の最低限度	165㎡以上
壁面の位置の制限	1m以上
建築物等の高さの最高限度	10m以下

(2) 既存集落型

<p>1 基本的な考え</p>	<p>一団の街区を形成する既存の集落並びにそれら周辺地区において必要な公共施設の整備が担保されており、良好な住環境を形成することが可能な地区において、集落のコミュニティの維持・活性化を図る必要がある場合において活用を検討する。</p> <p>なお、集落住民等の総意による申し出又は提案により、その適用について事前協議を進める。</p>
<p>2 対象地区の要件</p>	<p>1 対象地区の範囲 (法第12条の5第1項第2号イまたはロに該当)</p> <p>① 敷地間の距離が50m以内である建築物が40以上連たんしていること。</p> <p>なお、ここでいう「建築物」には、住宅以外のものや市街化区域に存するものも含むが、車庫・物置等の附属建築物は含まない。</p> <p>② 既存集落等の全部を区域とすることを要しない。</p> <p>2 適用要件</p> <p>① 既存集落のコミュニティ維持の観点から過大な人口配置とならない適切な規模とすること。原則として、集落の過去最大人口又は戸数以下とする。</p> <p>② 道路等の既存ストックを活用した建築行為等を原則とし、集落の活力維持のため新規居住者の定着等を図る必要がある場合は、新規基盤整備区域を設定できるものとする。</p> <p>③ 道路・公園等の地区施設の整備が伴う場合は、開発事業者及び整備時期等が明らかであり、地区計画の策定後速やかに開発許可の申請が行われることが確実であること。</p> <p>④ 計画区域内の住民及び土地所有者等の同意が得られていること。</p> <p>※ 人口フレームとの整合性 集落の維持・活性化を目的とするものであり、既存集落における過去の最大人口又は戸数以下に制限することから、人口フレームの対象外とする。</p>
<p>3 土地利用条件等</p>	<p>① 建築物の用途は、一戸建住宅を原則とする。 (第1種低層住居専用地域を準用)</p>

	② 集落において日常生活のために必要な店舗等（法34条第1号に定める建築物）は立地を可能とする。
4 手続き等	集落住民等の総意による申し出又は提案を受け、地区計画策定手続きを進めるものとする。

建築物等の制限

面積的要件	概ね0.5ha以上5.0ha未満の概ね整形の土地の区域
建築物等の用途の制限	原則、第1種低層住居専用地域に建築できる建築物の範囲内とする。 (法34条第1号に定める建築物の立地は可能とする。)
容積率の最高限度	原則として100% (既存不適格建物の分布状況や地域の環境特性を踏まえ設定するものとする。)
建ぺい率の最高限度	原則として60% (既存不適格建物の分布状況や地域の環境特性を踏まえ設定するものとする。)
敷地面積の最低限度	250㎡以上
壁面の位置の制限	—
建築物等の高さの最高限度	10m以下

(3) 既存住宅団地住環境維持・保全型

<p>1 基本的な考え</p>	<p>開発行為等により造成され良好な住環境を有する住宅団地等において、住宅の建替えに際し敷地の細分化や生垣の撤去等により住環境の低下の恐れがある場合に、周辺環境と調和を図りながら、引き続き良好な居住環境及び優れた街区の環境を維持・保全しながら持続的な土地利用を図る区域において活用を検討する。</p> <p>なお、住宅団地の自治会等の総意による申し出又は提案により、その適用について事前協議を進める。</p>
<p>2 対象地区の要件</p>	<p>1 対象地区の範囲 (法第12条の5第1項第2号イまたはハに該当) 市街化調整区域における既存住宅団地で、開発許可及び許可不要により造成された住宅団地を含む。</p> <p>2 適用要件</p> <p>① 良好な住環境を保全するため必要な建築物等に関する事項を定めるものとする。</p> <p>② 新たな基盤整備が伴わないものとする。</p> <p>③ 建築協定により良好な住環境の保持が図られていた地区において、地区計画へ移行し引き続き良好な住環境の保持を図る必要があること。</p> <p>④ 自治会等の合意が得られていること。</p> <p>※ 人口フレームとの整合性 地区計画で想定する人口は、既存住宅団地の計画人口とするが、既に市街化調整区域の人口として配分されていることから、市街化区域の人口フレームに影響を及ぼすものではなく、人口フレームの対象外とする。</p>
<p>3 土地利用条件等</p>	<p>① 開発許可及び建築協定等における土地利用計画を基本とする。</p> <p>② 自治会等の合意のもと、地域の実情に合った必要な建築物の用途規制を定めるものとする。</p>
<p>4 手続き等</p>	<p>住宅団地の自治会等の総意による申し出又は提案を受け、地区計画策定手続きを進めるものとする。</p>

建築物等の制限

面積的要件	概ね 0.5ha 以上
建築物等の用途の制限	地域の実情を踏まえ定める。
容積率の最高限度	地域の実情を踏まえ定める。
建ぺい率の最高限度	地域の実情を踏まえ定める。
敷地面積の最低限度	地域の実情を踏まえ定める。
壁面の位置の制限	地域の実情を踏まえ定める。
建築物等の高さの最高限度	地域の実情を踏まえ定める。

(4) 新住宅市街地・住宅団地開発整備型

(H18年法改正により開発許可制度から移行したもの)

1 基本的な考え	<p>将来の人口増加が確実に見込まれる場合において、居住環境の改善及びゆとりある緑豊かな郊外型住宅の供給に著しく寄与し、都市計画区域における計画的な市街化を図るうえで支障なく、かつ計画の内容、権利者の合意等の状況から判断して確実に事業の実施が見込まれる区域に適用を検討する。</p> <p>なお、一定の人口規模を有する新たな住宅市街地の整備及び住宅団地の開発は人口フレームとの整合性を図る必要があることから、定期の線引き見直しにおける都市計画区域マスタープランの将来人口フレーム設定と併せて検討を行うものとする。</p>
2 対象地区の要件	<p>1 対象地区の範囲 (法第12条の5第1項第2号イに該当)</p> <p>計画的な住宅市街地の開発整備を図るうえで必要な一団の規模を有し、市街化区域への編入が可能な区域。</p> <p>ただし、飛び地となる場合は、原則として20ha以上とする。</p> <p>2 適用要件</p> <p>① 計画区域内の住民及び土地所有者等の同意が得られていること。</p> <p>② 住宅市街地の計画的な整備を実施する開発事業者、土地区画整理組合等の事業主体及び整備時期等が明らかであり、地区計画の策定後速やかに開発許可または組合設立認可の申請が行われ、事業が確実に実施されるものであること。</p> <p>※ 人口フレームとの整合性</p> <p>① 本類型については、人口フレームの対象とし、将来における人口の見通し、市街化区域内の未利用地の整備状況、田園地域等での居住の需要等から真に必要と認められるものに限る。</p> <p>② 地区計画の規模及び計画人口は、線引き見直しにおける「都市計画区域マスタープラン」等で定められた都市計画区域の人口及び市街化区域の人口と整合性が図られたものであること。</p>

3 土地利用条件等	① 建築物の用途は、一戸建住宅を原則とする。 (第1種低層住居専用地域を準用) ② 住宅団地に必要な店舗等の利便施設用地を区域内に設ける場合は、予定される用途を定めるものとする。
4 手続き等	① 線引き見直しにおける人口フレームの設定と合わせて、地区計画策定手続きを進めるものとする。 ② 整備が完了した後において、市街化区域へ編入するものとする。

建築物等の制限

面積的要件	5.0ha 以上の土地の区域 (飛び地については、20.0ha 以上の区域)
建築物等の用途の制限	原則、第1種低層住居専用地域に建築できる建築物の範囲内とする。 ただし、地区を限定して日用品を販売する 500 m ² までの店舗は建築可能とする。
容積率の最高限度	80%
建ぺい率の最高限度	50%
敷地面積の最低限度	165m ² 以上
壁面の位置の制限	1m以上
建築物等の高さの最高限度	10m以下

(5) 新規工業団地等開発型

(H18年法改正により開発許可制度から移行したもの)

1 基本的な考え	<p>企業及び研究開発機関の誘致、新産業の創出等により、本市の均衡ある発展と雇用の創出を図るため、新たな工業団地、物流団地等の計画的な整備の必要性がある場合において、本市の都市構造、社会資本の整備状況が活かされ、都市計画区域における計画的な市街化を図るうえで支障なく、かつ計画の内容、地権者の合意等の状況から判断して確実に事業の実施が見込まれる場合において適用を検討する。</p> <p>なお、市の企業誘致の方針や将来の産業フレーム、市総合計画などとの整合性を図る必要があることから、市の行政計画等への位置付けを踏まえ検討を行うものとする。</p> <p>ただし、道路や公園、用途地域など他の都市計画と整合を図る必要があることから、可能な限り定時の線引き見直しにおいて市街化区域の編入と同時に活用するものとする。</p>
2 対象地区の要件	<p>1 対象地区の範囲 (法第12条の5第1項第2号イに該当) 計画的な工業団地等の開発整備を図るうえで必要な一団の規模を有し、市街化区域編入が可能な区域。 ただし、飛び地となる場合は、原則として20ha以上とする。</p> <p>2 適用要件</p> <p>① 計画区域内の住民及び土地所有者等の同意が得られていること。</p> <p>② 工業団地等を開発整備する開発事業者等の事業主体及び整備時期等が明らかであり、地区計画の策定後速やかに開発許可申請が行われ、事業が確実に実施されるものであること。</p> <p>※ 将来フレームとの整合性</p> <p>① 将来の産業フレームの見通しに立った企業誘致の方針、市総合計画等に位置付けられるなど、市及び県の政策として掲げられ、その実現を図るものに限る。</p>

	② 市及び県の総合計画に即して定められた線引き見直しにおける「都市計画区域マスタープラン」等の土地利用の方針と整合性が図られていること。
3 土地利用条件等	建築物の用途は、工場、物流施設、研究開発施設の非住居系用途とする。
4 手続き等	市の企業誘致の方針や将来の産業フレーム、市総合計画など、市の施策と整合性を図り、地区計画策定手続きを進めるものとする。

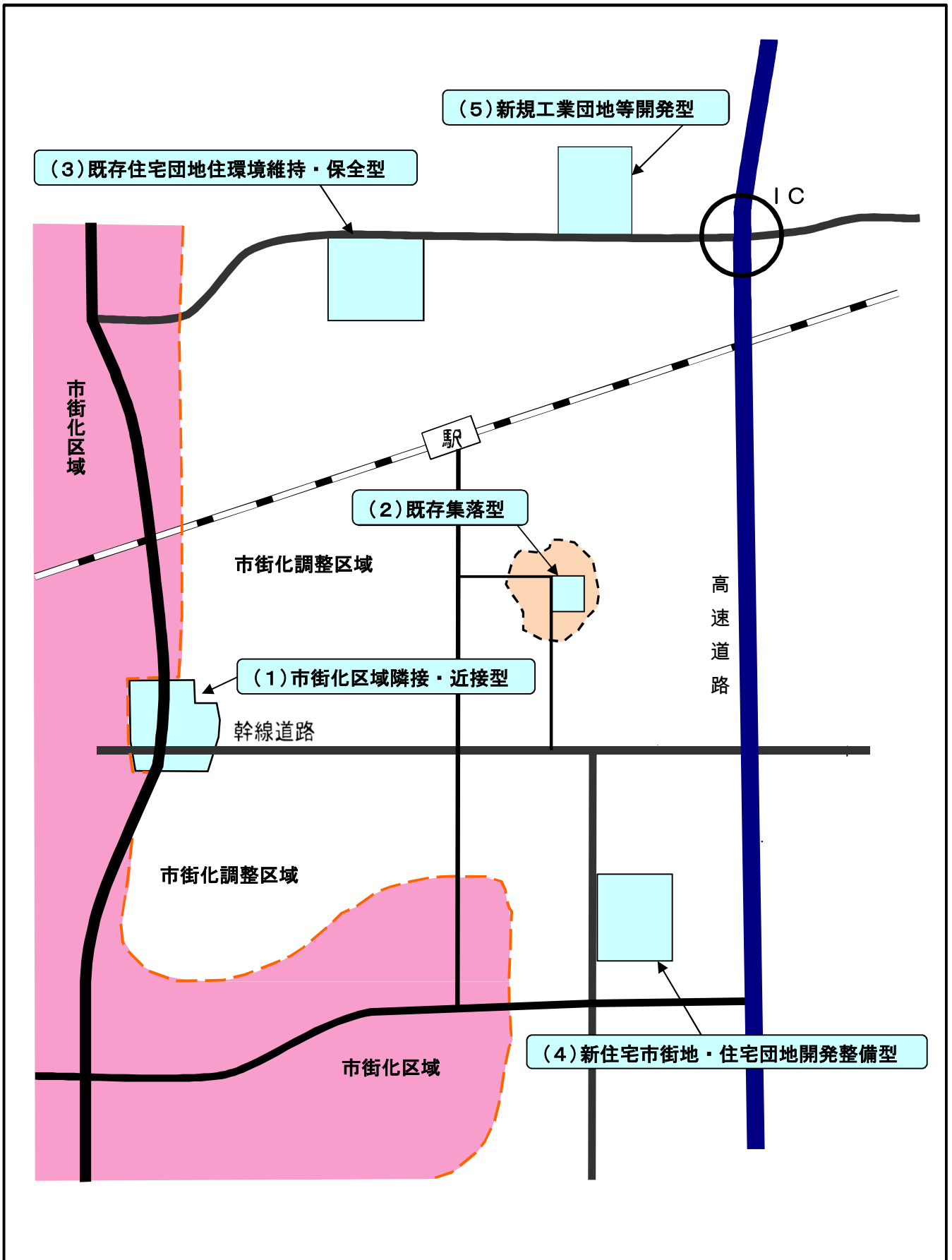
建築物等の制限

面積的要件	5.0ha 以上の土地の区域 (飛び地については、20.0ha 以上の区域)
建築物等の用途の制限	次のいずれかに該当するものであること。 1) 工場、研究開発施設、物流施設 2) 1) に掲げる建築物を除くほか、第1種中高層住居専用地域に建築できる建築物のうち、地域振興に資する施設
容積率の最高限度	200%
建ぺい率の最高限度	60%
敷地面積の最低限度	—
壁面の位置の制限	—
建築物等の高さの最高限度	周囲の景観と調和した高さを定めることとする。

3 附則

- (1) 本運用基準に定めるもののほか、地区計画の運用に関し必要な事項は、市長が定める。
- (2) 本運用基準は、法改正やその他社会状況の変化等により、必要に応じて改訂する。
- (3) 本運用基準は、平成26年7月16日から施行する。

IV 対象地区のイメージ図



■市街化区域隣接・近接型の手続きについて

平成26年度～

いわき市

17

地権者・開発業者

